# 法規的告示

○国土交通省告示第九百四十八号

公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年十月十五日

国土交通大臣　中野　洋昌

公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程の一部を改正する告示

公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程（平成二十六年国土交通省告示第千百七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

別表

（三）横断型業務

| 施設分野等 | 業務 | 知識・技術を求める者 | 必要な知識・技術 | 確認すべき資格付与試験等の要件 |
|---|---|---|---|---|
| 全施設 | データ管理（ＢＩＭ／ＣＩＭ）を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、これらの業務の管理及び統括を行う能力と | 業務の管理及びデータ管理（ＢＩＭ／ＣＩＭ）を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、これらの業務の管理及び統括を行う能力と | 業務の管理及びデータ管理（ＢＩＭ／ＣＩＭ）を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、これらの業務の管理及び統括を行う能力と | １　ＢＩＭ／ＣＩＭに関する専門知識を有することを確認するものであること<br>２　ＢＩＭ／ＣＩＭに係る最新の基準、要領に関する知識を有することを確認するものであること<br>３　ＢＩＭ／ＣＩＭに関し、実務経験を有する者を対象としていること |

改正前

別表

（三）横断型業務

| 施設分野等 | 業務 | 知識・技術を求める者 | 必要な知識・技術 | 確認すべき資格付与試験等の要件 |
|---|---|---|---|---|
| 全施設 | データ管理（ＢＩＭ／ＣＩＭ）を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、これらの業務の管理及び統括を行う能力と | 業務の管理及びデータ管理（ＢＩＭ／ＣＩＭ）を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、これらの業務の管理及び統括を行う能力と | 業務の管理及びデータ管理（ＢＩＭ／ＣＩＭ）を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、これらの業務の管理及び統括を行う能力と | １　ＢＩＭ／ＣＩＭに関する専門知識を有することを確認するものであること<br>２　ＢＩＭ／ＣＩＭに係る最新の基準、要領に関する知識を有することを確認するものであること<br>３　ＢＩＭ／ＣＩＭに関し、実務経験を有する者を対象としていること |